令和７年２月25日環地温発第2502251号
改正　令和８年１月６日環地温発第2601065号
改正　令和８年３月30日環地温発第2603092号

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領

第１　目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、再エネの導入及び地域共生を加速化し、2050 年カーボンニュートラルの実現に資することを目的とする。

第２　事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第１に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第３　補助金の交付事業

（１）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第１第１欄及び第２欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第３欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（２）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

①　別表第１の（１）第２欄に掲げる事業

ア　民間企業
イ　個人事業主
ウ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人
エ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
オ　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
カ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
キ　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
ク　特別法の規定に基づき設立された協同組合等
ケ　一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
コ　その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

② 別表第１の（２）第２欄の①に掲げる事業

ア 民間企業

イ 個人・個人事業主（農林水産事業者）

ウ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

エ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

キ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

コ 農林水産事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む法人経営）、土地改良区等を含む）

サ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

ただし、イについては、営農地を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業に限る。

③ 別表第１の（２）第２欄の②③に掲げる事業

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ウ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

カ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

④ 別表第１の（２）第２欄の④⑤⑥に掲げる事業

ア 民間企業

イ 個人事業主（温泉熱利用設備に係る事業に限る）

ウ 地方公共団体（温泉熱利用設備に係る事業に限る）

エ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

オ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

カ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

ケ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

コ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

サ　地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）（温泉熱利用設備に係る事業に限る）

シ　その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑤　別表第１の（３）第２欄に掲げる事業

ア　民間企業

イ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ウ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

エ　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

カ　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

キ　特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク　一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ　その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑥　別表第１の（４）第２欄に掲げる事業

ア　民間企業

イ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ウ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

エ　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

カ　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

キ　特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク　一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ　その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

⑦　別表第１の（５）第２欄に掲げる事業

ア　民間企業

イ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ウ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

エ　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

カ　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

キ　特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク　一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ　その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（３）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第１第５欄に掲げる方法により算出するものとする。

（４）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア　間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ　間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ　間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ　間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ　間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ　上記に関する付帯業務

（５）交付規程の内容

①　交付要綱第１４条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第４条から第１３条、第１８条及び第１９条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

②　間接補助金の交付手続等について、交付要綱第１６条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

（６）間接補助金交付先の採択等

①　補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

②　補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択を行う。

③　間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。

④　補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

（７）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

（８）間接補助事業の指導監督

①　補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に

大臣に報告するものとする。

② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

（9）間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から９月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、２年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第４　間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から３年間、毎年度、当該補助事業による過去１年間の二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を大臣又は大臣が指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。また、間接補助事業が３月３０日以前に完了した場合は、間接補助事業の完了の日から当該年度の３月３１日までの二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を翌々年度の４月３０日までに大臣又は大臣の指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。なお、別表第１の（２）第２欄の⑤に掲げる事業、（３）第２欄の①に掲げる事業、（４）第２欄の①に掲げる事業については、提出の対象から除く。

第５　間接補助事業者への周知

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業により整備された太陽光発電設備の使用終了時に太陽電池の適切な処理方法としてリユース・リサイクルの実施に努めるよう周知しなければならない。

第６　指導監督

（1）補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

（2）間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第７条第十一号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第７　その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附　則

１　この実施要領は、令和７年２月 25 日から施行する。

２　令和６年度当初予算以前の民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第３の（６）①、②及び③の規定は、適用しない。

３　２の事業のうち、補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日（予算が成立し予算の配賦があったとき以降とする）から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附　則

１　この実施要領は、令和８年１月６日から施行する。

２　この実施要領による改正後の規定は、令和７年度補正予算に係る補助金から適用し、令和７年度当初予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

３　令和６年度当初予算以前の民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業及び令和７年度当初予算以前の民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第３の（６）①、②及び③の規定は、適用しない。

４　３の事業のうち、補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日（予算が成立し予算の配賦があったとき以降とする）から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附　則

１　この実施要領は、令和８年４月１日から施行する。

２　この実施要領による改正後の規定は、令和８年度当初予算に係る補助金から適用し、令和７年度補正予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

３　令和６年度当初予算以前の民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業及び令和

７年度補正予算以前の民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第３の（６）①、②及び③の規定は、適用しない。

４　３の事業のうち、補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日（予算が成立し予算の配賦があったとき以降とする）から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

別表第１

１　間接補助事業の区分	２　間接補助事業の内容	３　間接補助対象経費	４　基準額	５　交付額の算定方法
（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池、車載型蓄電池※１等の導入を行う事業※2※3	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	・太陽光発電設備 定額（４万円/kW（ただし、オンサイトPPAモデル※４又はリースモデルの場合は５万円/kW、戸建て住宅に限り７万円/kW） ・定置用蓄電池（業務・産業用）※5 定額（定置用蓄電システムの目標価格※６に３分の１を乗じて得た額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。第３欄に掲げる間接補助対象経費に３分の１を乗じて得た額を上限額とする。） ・定置用蓄電池（家庭用）※5 定額（定置用蓄電システムの目標価格※６に３分の１を乗じて得た額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。第３欄に掲げる間接補助対象経費に３分の１を乗じて得た額を上限額とする。）	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額のうち、太陽光発電設備が2,000万円を超えた場合は太陽光発電設備に対し2,000万円を交付額とし、算出された額のうち、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備が4,000万円を超えた場合は、定置要蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備に対し4,000万円を交付額とする。

			・車載型蓄電池 定額（蓄電容量(kWh)の２分の１に４万円を乗じて得た額。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。） ・充放電設備 間接補助対象経費のうち補助事業者が必要と認めた額に、最新の CEV 補助金の設置区分における補助率を乗じて得た額（ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）	

※１　車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※２　本事業は、蓄電池（V2H 充放電設備含む）導入は必須とする。

※３　本事業は、太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）。

※４　本事業において「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

※５　蓄電池設備の区分（産業用・家庭用）は下記のとおり。

区分	蓄電システム　機器仕様
業務・産業用	火災予防条例で定める安全基準の対象 （蓄電池容量が 20kWh を超える）となる設備
家庭用	上記以外の蓄電池容量 20kWh 以下の設備

※６　経済産業省「定置用蓄電システム普及拡大検討会」を参考に、家庭用及び業務・産業用の目標価格がそれぞれ設定される。

1　間接補助事業の区分	2　間接補助事業の内容	3　間接補助対象経費	4　基準額	5　交付額の算定方法
（2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	①営農地・水面等を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業※1※2 （地域共生型太陽光発電設備導入事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	②駐車場等を活用した自家消費型太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）の導入を行う事業※3 （駐車場型太陽光発電設備導入事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	・太陽光発電設備 ソーラーカーポート等 定額（８万円/kW） ソーラーロード 補助事業者が必要と認めた額に２分の１を乗じて得た額（ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。） ・定置用蓄電池（業務・産業用）※4	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数

			定額（定置用蓄電システムの目標価格※5に３分の１を乗じて得た額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。第３欄に掲げる間接補助対象経費に３分の１を乗じて得た額を上限額とする。） ・定置用蓄電池（家庭用）※4 定額（定置用蓄電システムの目標価格※5に３分の１を乗じて得た額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。第３欄に掲げる間接補助対象経費に３分の１を乗じて得た額を上限額とする。） ・車載型蓄電池 定額（蓄電容量(kWh)の２分の１に４万円を乗じて得た額。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。） ・充放電設備 間接補助対象経費のう	が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が１億円を超えた場合は、１億円を交付額とする。

			ち補助事業者が必要と認めた額に、最新のCEV 補助金の設置区分における補助率を乗じて得た額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。） ・充電設備 間接補助対象経費のうち補助事業者が必要と認めた額に２分の１を乗じて得た額(ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。最新のCEV補助金（車両・充電インフラ等導入事業)の「補助対象充電設備型式一覧表」の事業毎の補助金交付上限額を上限額とする。）	
	③窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を行う事業（建材一体型太陽光発電設備導入事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容に	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定され

		ついては、別表第２に定めるものとする。）		た額とを比較して少ない方の額に、窓と一体となった太陽光発電設備導入の場合は５分の３を乗じて得た額を、壁等と一体となった太陽光発電設備導入の場合は２分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	④再生可能エネルギー等熱利用設備※6※7又は自家消費型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）※8の導入を行う事業※9 （再エネ等熱利用設備導入事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、太陽熱利用設備若しくはバイオマス熱利用設備又は自家消費型の再生可能エネルギー発電設備導入の場合は３分の１を乗じて得た額を、その他の熱利用設備導入の場合は２分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出

				された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	⑤地域における脱炭素化先行モデルを創出するための計画策定を行う事業 （地域脱炭素化計画策定事業）	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。
	⑥地域における脱炭素化先行モデルを創出するための設備等導入を行う事業※10 （地域脱炭素化設備等導入	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない

	事業）	助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）		方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※１　本事業は、当該太陽光発電設備のほか、定置用蓄電池等の導入を行う。

※２　本補助金を受けることで営農地・水面等を活用した太陽光発電設備の導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類のシステム費用に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。（ただし、同意見に反映されない急激な市場価格の変動や地域特性を考慮する場合がある。）

※３　本事業は、当該太陽光発電設備のほか、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備、充電設備等の導入を行う。車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を導入する場合に限る。

※４　蓄電池設備の区分（産業用・家庭用）は下記のとおり。

区分	蓄電システム　機器仕様
業務・産業用	火災予防条例で定める安全基準の対象 （蓄電池容量が 20kWh を超える）となる設備
家庭用	上記以外の蓄電池容量 20kWh 以下の設備

※５　経済産業省「定置用蓄電システム普及拡大検討会」を参考に、家庭用及び業務・産業用の目標価格がそれぞれ設定される。

※６　工場廃熱等の未利用熱利用設備及び温泉熱の有効活用のための設備改修を含む。

※７　導入設備の CO2 削減コストが過年度の環境省の補助事業の実績より一定以上低いものに限る。

※８　本補助金を受けることで自家消費型の再生可能エネルギー発電設備の導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。（ただし、同意見に反映されない急激な市場価格の変動や地域特性を考慮する場合がある。）

※９　本事業は、当該再生可能エネルギー発電設備のほか、定置用蓄電池等の導入を行う。

※10　本事業は、脱炭素化が困難である熱分野において、先進的な脱炭素モデルの創出を目的とし、熱利用設備や再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う。

※11　令和６年度当初予算以前の民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業及び令和７年度補正予算以前の民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業から継続する事業につい

ては、上記にかかわらず当該事業の例による。

1　間接補助事業の区分	2　間接補助事業の内容	3　間接補助対象経費	4　基準額	5　交付額の算定方法
（3）離島※1の脱炭素化推進事業	①離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備の導入に向けた計画策定を行う事業（離島脱炭素化計画策定事業）	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 1,000 万円を超えた場合は、1,000 万円を交付額とする。
	②離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御する（再エネ設備、需要側設備をそれぞれ１つ以上管理・制御すること）ための	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少

	オフサイトから運転制御可能な需要側設備・システム等の導入を行う事業※2（離島脱炭素化設備等導入事業）	２に定めるものとする。）		ない方の額に３分の２を乗じて得た額（車載型蓄電池※3については、蓄電容量（kWh）の３分の２に４万円を乗じて得た額（100 万円を上限額とする。）とする。）を交付額とする。なお、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が５億円を超えた場合は、５億円を交付額とする。

※１　本事業における離島とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）において離島となる区域のこととする。

※２　本事業は、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池のほか、充放電設備、充電設備、車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）、蓄熱槽、ＥＭＳ（エネルギーマネジメントシステム）、通信・制御機器、同期発電設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備（発動機、給湯器等調整力強化に資する需要側の設備）、エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等の導入を行うものとする。

※３　車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を導入する場合に限る。

※４　令和６年度当初予算以前の民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業及び令和７年度補正予算以前の民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業から継続する事業については、上記にかかわらず当該事業の例による。

1　間接補助事業の区分	2　間接補助事業の内容	3　間接補助対象経費	4　基準額	5　交付額の算定方法
（4）新手法による電力融通モデル創出事業	①TPO モデルによる電力融通モデルを創出するための計画策定を行う事業 （TPO モデル計画策定事業）	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 1,000 万円を超えた場合は、1,000 万円を交付額とする。
	②TPO モデルによる電力融通モデルを創出するための設備等導入を行う事業※1 （TPO モデル設備等導入事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少

		２に定めるものとする。）		ない方の額に２分の１※2を乗じて得た額（車載型蓄電池※3については、蓄電容量(kWh)の２分の１に４万円を乗じて得た額とする。なお、車載型蓄電池及び充放電設備については、最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を、充電設備については、最新の CEV 補助金（車両・充電インフラ等導入事業)の「補助対象充電設備型式一覧表」の事業毎の補助金交付上限額を上限額とする。）を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※１　②で定める事業は発電・需要側設備をまとめて所持することにより、需給予測や一括管理などにより最適なエネルギーマネジメントを実施し、複数の建物間をシステムで繋ぎエリア全体での効果的・効率的な脱炭素化を行うものであり、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池のほか、充放電設備、充電設備、車載型蓄電池(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)、ＥＭＳ(エネルギーマネジメントシステム)、通信・制御機器、運転制御可能な需要側設備(※給湯器・空調等調整力強化に資する需要側の設備)、エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線等の導入を行うものとする。

※２　地方自治体と防災協定を締結する取組については補助率を３分の２とする。

※３　車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を導入する場合に限る。

※４　令和６年度当初予算以前の民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業及び令和７年度補正予算以前の民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業から継続する事業については、上記にかかわらず当該事業の例による。

1　間接補助事業の区分	2　間接補助事業の内容	3　間接補助対象経費	4　基準額	5　交付額の算定方法
（5）データセンター※1のゼロエミッション化・地域共生加速化事業	①　地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省 CO2 型設備の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 10 億円を超えた場合は、10 億円を交付額する。
	②　既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省 CO2 型設備への改修を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認し	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選

		た経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）		定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が３億円を超えた場合は、３億円を交付額とする。
	③　地域再エネの効果的・効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター※2等の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第２に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ　第３欄に掲げる間接補助対象経費と第４欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ　アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨

				てるものとし、算出された額が３億円を超えた場合は、３億円を交付額とする。

※１　本事業において「データセンター」とは、サーバーや通信機器等の ICT 機器を設置・運用することに特化した施設をいう。

※２　本事業において「コンテナ・モジュール型データセンター」とは、サーバーや通信機器等の ICT 機器や冷却機器等の必要設備を、1 つのコンテナや複数連結可能なモジュールに収容したデータセンターをいう。

※３　令和６年度当初予算以前の民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業及び令和７年度当初予算以前の民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業から継続する事業については、上記にかかわらず当該事業の例による。

別表第２

１　区分	２　費目	３　細分	４　内　　容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の２省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））

		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第３に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区　　分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	６．５％
2	5,000 万円を超え１億円以下の金額に対して	５．５％
3	１億円を超える金額に対して	４．５％

別表第３

１区分	２費目	３細目	４細分	５　内　　容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙様式

番　　号
年　月　日

環境省●●●●局長　殿

住　　所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）に係る翌年度における間接補助事業について

年　月　日付け　第　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領第３（11）の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

１．間接補助事業の概要
（１）間接補助事業者の氏名又は名称
（２）間接補助事業の名称
（３）間接補助事業の概要
（４）翌年度における間接補助事業の概要

２．翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

３．参考資料